

平成24年

第4回市議会定例会 議案第11号

議会等に出頭する者及び公聴会に参加する者の実費弁償に
関する条例の一部改正について

議会等に出頭する者及び公聴会に参加する者の実費弁償に関する条例
の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年12月3日提出

函館市長 工藤 壽 樹

議会等に出頭する者及び公聴会に参加する者の実費弁償に
関する条例の一部を改正する条例

議会等に出頭する者及び公聴会に参加する者の実費弁償に関する条例
(昭和31年函館市条例第47号)の一部を次のように改正する。

第1条の2第1号中「第100条第1項」を「第100条第1項後段」
に改め、同条第2号および第3号を次のように改める。

(2) 法第115条の2第1項(法第109条第5項において準用する
場合を含む。)の規定による公聴会に参加した者

(3) 法第115条の2第2項(法第109条第5項において準用する
場合を含む。)の規定により出頭した参考人

第2条第1号中「別表第1の3等級の項に掲げる者(次号において「
3等級の者」という。)に対して支給する」を「第14条の規定による
鉄道賃の額に相当する」に改め、同条第2号中「3等級の者に対して支
給する」を「旅費条例別表第1の3等級の項に掲げる者に対して支給さ
れる船賃の額に相当する」に改め、同条中第5号を第6号とし、第4号
を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 航空賃 旅費条例第16条の規定による航空賃の額に相当する額
第3条中「外」を「ほか」に、「定めるところ」を「例」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）中地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条の改正規定、第109条の2を削る改正規定ならびに第110条および第207条の改正規定の施行の日（以下「法施行日」という。）がこの条例の施行の日（以下「条例施行日」という。）後である場合には、条例施行日から法施行日の前日までの間における改正後の第1条の2第2号および第3号の規定の適用については、同条第2号中「法第115条の2第1項（法第109条第5項において準用する場合を含む。）」とあるのは「法第109条第5項（法第109条の2第5項および第110条第5項において準用する場合を含む。）および第115条の2第1項」と、同条第3号中「法第115条の2第2項（法第109条第5項において準用する場合を含む。）」とあるのは「法第109条第6項（法第109条の2第5項および第110条第5項において準用する場合を含む。）および第115条の2第2項」とする。
- 3 改正後の第2条の規定は、条例施行日以後に出発する旅行について適用し、条例施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方自治法の一部改正に伴い、議会の会議における公聴会に参加した者および議会の会議に出頭した参考人に対し実費弁償を行うこととし、ならびに規定を整備し、ならびに実費弁償の種類に航空賃を加えることとするため